

★組織改編に伴う対策本部の体制（※令和4年4月1日から）

新型インフルエンザ等対策実施体制

危機管理体制の構成員

（1）連絡会議（七尾市新型インフルエンザ等連絡会議）

会 長	健康福祉部長
副会長	市民生活部長、教育部長
委 員	総務部長、企画振興部長、産業部長、建設部長、議会事務局長 総務課長、秘書人事課長、財政課長 企画政策課長、地域づくり支援課長、広報広聴課長、環境課長 子育て支援課長、高齢者支援課長、保険課長 農林水産課長、産業振興課長、土木課長 教育総務課長、学校教育課長 七尾鹿島消防本部消防課長、公立能登総合病院総務課長
事務局	防災交通課長、健康推進課長、福祉課長、会長が指名した職員

（2）対策本部（七尾市新型インフルエンザ等対策本部）

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本 部 員	【市民生活班】市民生活部長、企画振興部長 【総務班】総務部長、議会事務局長 【感染症予防対策班・要支援者対策班】健康福祉部長 【産業生活維持班】産業部長、建設部長 【教育関係対策班】教育部長 【消防班】消防長 【病院班】経営本部長
事務局	防災交通課長、健康推進課長、福祉課長

※構成員は、本部長自らの判断により変更する場合がある。

※危機への対応方針や方策を決定する上で必要とされる場合は、主管課長など、本部長の判断により当該管理職を構成員とすることができる。

※対策本部における本部長（市長）の職務を代行する順位と代行者は、第1順位は副市長、第2順位は教育長とする。

※連絡会議には、必要に応じ専門部会を設けることができる。

※本部長は、危機管理対策本部の運営を円滑に行うために、発生した危機の特性、大きさに応じて必要な場合、事務局の編成を充実させることができる。

※災害対策本部の分掌事務と連動する。